

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び同条第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定するので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定により告示する。

平成22年5月19日

武蔵野市長 邑 上 守 正

1 中間検査を行う区域

市内全域とする。

2 中間検査を行う建築物の規模

一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の地階を除く階数が3以上のもの。ただし、工事の工程に法第7条の3第1項第1号に規定する工程が含まれる建築物にあっては、延べ面積（増築又は改築後の建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法を設けることにより2以上の独立部分に分けられる場合は、増築又は改築に係る独立部分の延べ面積に限る。以下同じ。）が1万平方メートル以下のものを除く。

3 指定する特定工程

(1) 延べ面積が1万平方メートル以下の建築物にあっては、次に掲げる工程を特定工程とする。ただし、アからエまでに掲げる工程のうち2以上の工程が存する場合はいずれか早期のものを、アからエまでのいずれかに掲げる工程を2以上に分けて施工する場合は2以上に分けた工程のうちいずれか早期のものを特定工程とする。

ア 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造その他これらに類する構造にあっては、1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事

イ 鉄筋コンクリート造その他これに類する構造にあっては、2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事（当該工事を現場で行わないものは、2階の床版及びこれを支持するはりの取付工事）

ウ 木造にあっては、屋根工事

エ アからウまでに規定する構造以外のものにおいて、2階の床工事

(2) 延べ面積が1万平方メートルを超える建築物にあっては、(1)に規定する特定工程（工事の工程に法第7条の3第1項第1号に規定する工程が

含まれる建築物にあつては、同号に規定する工程)のほか、基礎に鉄筋を配置する工事(逆打ち工法(基礎に鉄筋を配置する工事よりも早期に床工事に着手する工法をいう。以下同じ。))による場合にあつては当該床に鉄筋を配置する工事とし、基礎に鉄筋を配置する工事を2以上に分けて施工する場合にあつては2以上に分けた工程のうちいずれか早期のものとする。)を特定工程とする。

4 指定する特定工程後の工程

- (1) 延べ面積が1万平方メートル以下の建築物にあつては、次に掲げる工を特定工程後の工程とする。ただし、既存建築物の全部又はその一部が存することのみにより建築基準関係規定に適合しない場合は、最上階の内装工事を特定工程後の工程とする。

ア 鉄骨造その他これに類する構造にあつては、2階の床版の取付工事又は型枠工事その他これらに類する工事

イ 鉄骨鉄筋コンクリート造その他これに類する構造にあつては、柱又ははりに鉄筋を配置する工事

ウ 鉄筋コンクリート造その他これに類する構造にあつては、2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事(当該工事を現場で行わないものは、2階の柱又は壁の取付工事)

エ 木造にあつては、壁の外装工事又は内装工事

オ アからエまでに規定する構造以外のものにあつては、2階の柱又は壁の取付工事

- (2) 延べ面積が1万平方メートルを超える建築物にあつては、(1)に規定する特定工程後の工程(工事の工程に法第7条の3第1項第1号に規定する工程が含まれる建築物にあつては、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第12条に規定する特定工程後の工程)のほか、基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事(逆打ち工法による床工事にあつては、当該床に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事)を特定工程後の工程とする。ただし、既存建築物の全部又はその一部が存することのみにより建築基準関係規定に適合しない場合は、最上階の内装工事を特定工程後の工程とする。

5 適用の除外

法第68条の20の認証型式部材等である建築物又は法第85条の規定の適用を受ける建築物については、この告示の規定は、適用しない。

付 則

- 1 この告示は、平成22年6月20日から施行する。

- 2 平成19年5月武蔵野市告示第68号は、廃止する。ただし、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出した建築物、法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物及び法第18条第2項の規定により計画を通知した建築物で、施行日以後に当該建築物の計画を変更するものについては、同告示の規定は、施行日以降もなおその効力を有する。
- 3 この告示の規定は、施行日以後に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物、法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第18条第2項の規定により計画を通知する建築物について適用する。